

函館国際ホテル

宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものいたします。
2. 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものいたします。

(宿泊契約の申し込み)

第2条 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理させていただきます。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものいたします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではございません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料金を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を運用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還いたします。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合には、宿泊契約はその効力を失うものいたします。ただし、申込金の支払い期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがございます。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合、及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合には、前条の特約に応じたものとして取り扱いいたします。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがございます。

- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。

- (3) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする方が、伝染病であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 北海道旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
 - 泥酔者等、喧騒し他の宿泊客に危惧の念を抱かせ、もしくは安眠を妨害するおそれがあると認められるとき。
 - 健康状態、もしくは携帯品等によって、他の宿泊者に衛生上危惧の念を抱かせるおそれがあるとき。

（宿泊客の契約解除権）

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合には、その時間を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがございます。

（当ホテルの契約解除権）

第7条 当ホテルは次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがございます。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
 - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4) 天災等不可効力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (5) 北海道旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
 - (6) 寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他等ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

（宿泊の登録）

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第 9 条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 2 時から翌朝 11 時までといたします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の使用に応じることがございます。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 超過 3 時間までは、室料金の 3 分の 1

(2) 超過 6 時間までは、室料金の 2 分の 1

(3) 超過 6 時間以上は、室料金の全額

(利用規則の遵守)

第 10 条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めた利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第 11 条 当ホテルの主な施設の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は客室内のサービスディレクトリー（館内案内）等でご案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間

イ 門限 24 時間オープン

ロ フロントサービス 24 時間オープン

ハ エクスチェンジサービス 09:00～17:00

(2)イ 朝食 07:00～10:00

ロ 昼食 11:30～14:00

ハ 夕食 17:00～21:00

2. 前項の時間は、必要やむをえない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際または当ホテルが請求した時にフロントにおいて行なっていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第 13 条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償いたします。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではございません。

2. 当ホテルは、消防機関から適マークを受領致しておりますが、万一の火災などに対処する為、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供が出来ないときの取り扱い)

第 14 条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室の提供ができなくなったときには、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものといたします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当いたします。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料はお支払いいたしません。

(寄託物の取り扱い)

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償いたします。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかった時は、当ホテルは金 15 万円を限度としてその損害を賠償いたします。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償いたします。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償いたします。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しいたします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするときにその指示を求めるものといたします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届け出いたします。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものといたします。

(駐車場の責任)

第 17 条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車輛のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車輛の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条 宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金の算定方法（第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係）

		内 容
宿泊客が 支払うべき 総 額	宿泊料金	基本宿泊料（室料又は室料+食事代 +付帯のサービスにかかる料金）
	追加料金	基本宿泊料に含まれない飲食 及びその他の利用料金
	税金	消費税

備考 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

契約解除の通知を 受けた日		契約申込人数				
		不 泊	当 日	前 日	9 日 前	20 日 前
一 般	14名まで	100%	80%	20%		
団 体	15名～99名まで	100%	80%	20%	10%	
	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

- (注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率でございます。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受いたします。
3. 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込をお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げいたします）にあたる人数については、違約金はいただきません。

ご利用規則

ホテルの公共性とお客様に安全かつ快適にご滞在いただくため、宿泊約款第 10 条にもとづき、下記の規則をお守りいただきますようお願い申し上げます。この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第 5 条により宿泊のご継続及び館内施設のご利用をお断りすることもあります。お客様のご協力が得られなかった結果生じた事故については、当ホテルでは責任を負いかねますので、その旨ご了承くださいませようお願い申し上げます。

火災予防上お守りいただきたい事項

1. 廊下及び客室内でアイロン及び暖房用、炊事用の火器をご使用なさないでください。
2. ベッドの中など火災の発生しやすい場所での喫煙はご遠慮下さい。
3. その他、花火、線香、ローソク等火災の原因となるような物品をご使用なさないでください。
4. ヘアドライヤー等をご使用になるときは取り扱いにご注意ください。

保安上お守りいただきたい事項

1. 客室からの避難経路は、各客室ドア内側に表示しておりますのでご確認ください。
2. ご滞在中、お出かけの際には施錠をご確認ください。
(当ホテルでは自動施錠になっております)
3. ご在室中や特にご就寝のときは、ドアの内鍵とドアアームをお掛けください。
4. 来訪者があったときは、不用意に開扉なせずにドアアームを掛けたまま開扉するか、ドアスコープでご確認ください。
万一、不審者と思われる場合は、直ちにフロント内線 番へご連絡ください。
5. ご来訪者との客室内でのご面会をご遠慮ください。
6. 窓が一部開閉いたしますが、物を投げたり、落としたりしないでください。

貴重品のお取り扱いについて

現金、貴重品はフロントの金庫へお預けください。万一、室内、それ以外の場所における紛失、盗難等に関しては、ホテルは責任を負いかねます。

お支払いについて

1. お勘定は 5 日目ごとにお支払いください。2 日以内でも 30,000 円を超えた場合、ホテルから請求があればお支払いください。
2. 予定宿泊日を延長される場合には、それまでのお勘定を一旦お支払いください。
3. ご予約のない場合、または宿泊当日のご予約は原則として前金をいただきます。
4. ホテル内のレストラン・バーなどをご署名によって利用される場合は必ず客室鍵をご提示ください。
5. ホテル内売店、アーケードでのお買い物代、航空機、列車、遊覧バスなどの切符代、タクシー代、郵便切手代、お荷物送料などのお立て替えはお断りいたします。

駐車場をご利用の場合

1. 車内の盗難、紛失については責任を負いかねますので、貴重品等は必ずご持参の上、フロントにお預け下さい。
2. 車の毀損、破損、いたずら、事故等によって生じた損害については賠償しかねますのでご承知下さい。

お預り品の取り扱いについて

お預り品の保管期間は原則として下記の通りお取り扱いさせていただきます。

- (イ) クロークルームにお預けのもの..... 1 カ月
- (ロ) ランドリーにご依頼の洗濯物..... 1 カ月
- (ハ) お忘れ物、遺失物.....法令に基づく取り扱い

その他の事項

1. 客室を宿泊及び飲食以外の目的にご使用なさないでください。
2. 館内に許可なくして飲食物を持ち込んだり、または外部から出前をおとりにならないでください。
3. 館内及び客室内の備品を所定の場所からみだりに移動なさないでください。
4. 館内および客室内器具・備品の現状をホテルの許可なく変更するような加工をなさないでください。
5. 館内に次の如きものをお持ち込みにならないでください。
 - (イ) 愛玩の動物、鳥類等
 - (ロ) 悪臭を発するもの
 - (ハ) 常識的な量を超える物品
- (ニ) 許可証のない銃砲、刀剣等
- (ホ) 発火または引火しやすい火薬、揮発油類等
- (ハ) その他、他の宿泊客の安全性を脅かす物件と認められるもの
6. 館内及び客室内で高声、放歌及び喧騒な行為、その他公共の場で他人に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたりしないでください。
7. 睡眠薬その他の薬物の使用により、他のお客様あるいはホテルに迷惑をかける行為はおやめください。
8. 館内及び客室内でとばくや公序良俗に反する行為をなさないでください。
9. 館内で許可なくして他のお客様に広告物の配布や物品の販売などをなさないでください。
10. 廊下やロビーなどに所持品を放置なさないでください。
11. 未成年者のみのご宿泊は特に保護者の許可のない限りお断りいたします。
12. 館内の諸設備、備品の損傷、紛失については実費を申し受けます。
13. 電話は客室内電話の他に館内設置の公衆電話もございます。尚、客室よりの電話には施設利用料を加算させていただきますのでご了承ください。
14. 浴衣、スリッパ等は客室内でのみご利用ください。
15. ホテル内の営業施設以外の場所に許可なく立ち入ったり、立入りを強要なさったりしないでください。

預り品規定

1. お預かり期間

- (1) お預かり期間は、当ホテルがお預り品をお預りした日からお受け取りご指定日までとします。
- (2) お受け取りご指定日は、当ホテルがお預り品をお預りした日から1カ月以内に限りです。
- (3) お受け取り日のご指定がない場合は、お預かり期間はお預りの日から1ヶ月間とします。

2. お受取人

お預かり品のお受取人は、お預けのご依頼人又はその方がお受取人としてご指定された第三者とします。

3. お受取人の確認

お受取人又は権限を与えられた第三者は、お預かり品のお受け取りを請求なされる際、当ホテルの係の者にお預り証をご提示ください。お受取人がお預けのご依頼人によって指定された第三者の場合は、お預り証のご提示は不要ですが、正当なお受取人であることを示すもののご提示を求めることがあります。係員は相当の注意をもってお受取人の同一性を確認し、お預かり品をお返しします。この場合、当ホテルはお預かり品に関して責任を免れるものとします。

4. 損害の賠償

- (1) お預かり品の紛失、毀損、変質、その他一般に不可抗力とされている事由による損害に対しては、当ホテルはその責任を負いません。
- (2) 預かり品の毀損、変質、その他ご依頼人の責めに帰すべき理由により当ホテル又は第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

5. お預かり品処分

- (1) お預かり期間終了後1週間以内に預り品のお受取りが無い場合は、当ホテルはお預かり品を別途通常の管理をし、一般に適当と認められる方法、時間、価格等により処分することができるものとします。かかる処分が困難な場合、当ホテルは当該お預かり品を廃棄することができるものとします。
- (2) 前項の処分に要する費用はご依頼人の負担とします。ただし、処分によって得られた代金は、処分の費用に充当することができるものとします。

6. 緊急措置

- (1) 当ホテルは次のような事態が生じたときは、臨機の措置をとることができるものとします。
 - (a) 司法機関の要求によりお預かり品の開披を求められたとき、または
 - (b) 火災、お預かり品の異変、その他緊急を要する事態
- (2) 上記のいずれかの事態が発生した場合、当ホテルはお預かり品に生じた損害について何らの責任も負いません。

7. 管轄及び準拠法

本約款に関して生じる一切の紛争については、当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。